



～住み慣れた地域で安心して暮らせる情報を発信!!～



生活情報誌

この「生活情報誌」は、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、『生活・福祉・社会参加』に関する情報を掲載しています。生活の一助となりますように、活用していただくと幸いです。

田上町の社会資源を見える化し、暮らしの中で生じる様々な困りごとの解消や社会参加につなげるため下記の分野の情報を集めています。様々な資源があればある程、住民の皆さんにとって活用の幅も選択肢も広がりますので、情報提供にご協力をお願い致します。

◆随時更新していきますので、掲載希望がありましたらいつでもお申し出下さい◆

【掲載する内容 ～生活・福祉・社会参加に関するもの～】

交流スペースの提供、物品資機材貸出し、集いの場・通いの場、見守り支援、移動・外出支援、買物支援（食材配達・弁当宅配・移動販売）、日常生活支援（除雪・買物送迎・ゴミ出しなど日常の困りごとの支援）、訪問理美容、介護保険外サービス、介護予防教室、社会参加・活動の場（運動・趣味サークル、ボランティア活動）など

【困りごと・悩み相談】

分野・事業名	内容	連絡先
高齢者に関する総合相談	高齢者の介護、健康、生活、財産、権利などにかかわる心配や相談、問題に対応する。 夜間及び休日も、宿日直から地域包括支援センター職員に連絡する体制となっている。	町地域包括支援センター (町保健福祉課内) ☎57-6220
子育てに関する総合相談	妊娠・出産及び子育てに関する相談に対応する。個々の状況に合わせ必要な情報やサービスを調整するなど、全ての妊産婦と保護者、その家族をサポートする。	子育て世代包括支援センター (町保健福祉課内) ☎57-6112
障がいに関すること	障がいのある方やその家族の心配ごとや悩みごとの相談に対応します。福祉サービスに関する情報提供や必要に応じて地域・関係機関と連携しサポートを行う。	社会福祉協議会 相談支援課 ☎57-6280
心配ごと相談	様々な悩みごとや困りごとの相談に対応する。	社会福祉協議会 地域福祉課 ☎57-5877
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどで自分一人では財産管理や契約などができない方の後見人制度の利用の相談に応じる。	町保健福祉課 ☎57-6112
生活困窮者自立促進支援事業	失業や収入減、仕事をしていても続かない、心の病気などで働けないなど生活や仕事で困っており経済的に困窮している方の相談に応じ、専門機関と連携しサポートを行う。	町保健福祉課 ☎57-6112 社会福祉協議会 地域福祉課 ☎57-5877
日常生活自立支援事業	日常生活に不安がある高齢者や障がい者の方の福祉サービスにかかわる利用手続きや金銭管理などを支援する。	社会福祉協議会 地域福祉課 ☎57-5877
生活福祉資金貸付事業	所得の少ない世帯、介護を要する高齢者のいる世帯、障がい者のいる世帯に対して、世帯の生活の安定と経済的自立に向けた資金の貸付と必要な助言を行う。	社会福祉協議会 地域福祉課 ☎57-5877
ボランティアに関すること	ボランティアをお願いしたい、ボランティアがしたいなど、困りごとや活動の相談に対応する。	ボランティアセンター (社協内) ☎57-5877



【生活支援】

サービス	対象者	内容	利用料	連絡先
緊急通報装置貸与	概ね 65 歳以上の一人暮らし・高齢者のみ世帯・一人暮らしの重度身体障害者	急病等の緊急事態を警備会社に通報することができるペンダント式の機器を貸し出す。 費用 住民税非課税世帯 月 500 円 住民税課税世帯 月 1,000 円		町保健福祉課 ☎57-6112
安心カード配付	一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯等	急病等のとき駆けつけた救急隊員等に緊急連絡先やかかりつけ医を知らせるマグネットのカードを配付する。	無料	
訪問理容サービス	在宅で要介護3以上の理美容店へ行くことが困難な方	利用料金以外の出張料相当額を年度単位で4回を限度に助成する。	1回につき1,500円 (年度4回まで)	
日常生活用具給付	概ね 65 歳以上の一人暮らし・高齢者のみ世帯	日常生活を助けるための用具を支給または貸し出す。 電磁調理器/火災報知器/消火器	所得により費用負担あり	
	重度の身体（一部知的）障がい者	日常生活を助けるための用具を支給する。 ベッド/盲人用時計/たん吸引器/頭部保護帽(知的など) 品目は障がいの部位や等級、世帯や生活の状況により決まる。		
紙おむつ購入費助成	要介護3以上の概ね65歳以上の高齢者、重度心身障がい者で、在宅で排せつに際し全面介助を必要な方	紙おむつの購入費の一部を助成する。 助成額 生活保護世帯・前年所得税非課税世帯 月 4,000 円 前年所得税課税世帯 月 2,000 円		
配食サービス	概ね 65 歳以上の一人暮らし・高齢者のみ世帯、重度心身障がい者	生活習慣病の予防と安否の確認等、日常生活の安定を図るため、月～金曜までの昼食及び夕食を配達する。	1食 300円 (夕食は実費)	



【介護保険外サービス】

サービス	対象者	内容	連絡先
訪問介護 自費介護 サービス	当事業所の訪問介護を利用されたことがある方 (居宅介護支援事業所からの依頼については相談に応じる)	<p>介護保険外の身体介護や生活支援サービスを提供し在宅生活を支援する。</p> <p>支援内容：①身体介護：食事/入浴/清拭/排泄介助/常時見守りを必要とする受診や外出介助等 ②生活支援：調理/洗濯/買物/掃除/薬の受取り/窓ふき/玄関前の除雪/ 身体介護を伴わない受診や外出の付添い等 ③身体介護・生活支援：上記を合わせたもの</p> <p>対応日時：年中無休 8時半～17時半（営業時間外は要相談）</p> <p>利用料金：①身体介護：30分未満2千円/30分以上1時間未満4千円/以降30分毎に800円 ②生活支援：30分未満1千円/30分以上1時間未満1.9千円/以降30分毎に700円 ③身体介護・生活支援：30分未満1.5千円/30分以上1時間未満2.9千円/以降30分毎に700円</p>	 <p>社会福祉協議会 訪問介護課 ☎57-6271</p>

【物品・資機材の貸出し】

貸出名	内容	連絡先
車イス	<p>通院や短期の外出等で車イスが必要な方に無料で貸し出す。</p> <p>申込方法：事前に電話にて予約。借りる当日までに申請書提出。</p>	
除雪機	<p>自力で除雪をするのが難しい世帯を対象に支援を行うボランティアに対して貸し出す。除雪等の生活地域の助け合い、見守りにつながる一助として活用して下さい。</p> <p>貸出物品：除雪機2台、ガソリン携行缶2コ、スノーダンプ5台、アルミスコップ10本</p> <p>貸出対象：自治会、ボランティア団体、ボランティアセンター登録者</p> <p>利用料：無料（ガソリン代は自己負担）</p> <p>申込方法：事前に電話にて予約。借りる当日までに申込書提出。</p> <p>その他：運搬に必要な軽トラック用の板橋の用意あり。</p>	 <p>社会福祉協議会 法人本部☎57-6270 原ヶ崎新田 3071</p>
レクリエーション用品	<p>自治会やいきいきサロンなどが行う地域の行事や活動に無料で貸し出す。</p> <p>貸出内容：DVD一体型プロジェクター/ストライクトレーナー（9分割した的に球を当てるゲーム）/ビンゴマシン/ 麻雀/将棋/ジャンボジェンガ/ジャンボトランプ/かるた/歌集・脳トレ本/綾小路きみまろDVD、他</p> <p>申込方法：事前に電話にて予約。用品を借りる際に貸出簿記入。</p>	<p>社会福祉協議会 地域福祉課☎57-5877 原ヶ崎新田 3071</p>